

【評価】の分類

◎	施策の実施によって効果が現れており目的を十分に達成している。
○	施策の実施によって効果が現れているが十分ではない。
△	施策は実施しているが効果が現れていない。
×	施策を実施しておらず効果も現れていない。

【今後の方針】の分類

完了	目的を達成しているため既定計画で完了とする。
継続調査	当初の目的は達成しているが、調査・検討を継続し効果改善を図る。
引継	次期計画においても施策を引継ぎ、継続して実施する。
(維持)	現状のレベルを維持して継続する。
(拡充)	効果向上を狙い、内容を拡大・強化して継続する。
(別施策)	別の施策に代えて目的達成を目指す。
中止	効果が認められないと判断し、中止する。

◆緊急課題

	施策名	内容	実績	進捗状況	評価	課題	今後の方針
①分別方式の統一	1. 分別区分	<ul style="list-style-type: none"> ●分別区分を5種11分別に統一 <ul style="list-style-type: none"> ①燃やせるごみ ②資源物（古紙類、布類、びん類、缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、その他プラスチック） ③燃やせないごみ ④有害ごみ ⑤粗大ごみ ●統一時期は、新リサイクルプラザ供用開始年 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成17年4月 新南陽地域で雑誌、鹿野地域でペットボトル、紙・布類を新たに分別 ●平成17年10月 徳山地域で自転車を粗大ごみとして扱うこととし、全域で統一 ●平成22年11月1日 分別の統一 <ul style="list-style-type: none"> ①燃やせるごみ ②資源物（古紙・衣類、びん・缶類、ペットボトル、容器包装プラスチック、その他プラスチック） ③燃やせないごみ ④処理困難物 ⑤粗大ごみ 	完了	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・分別区分の統一は完了。 ・今後は、燃やせるごみに排出される古紙類の分別徹底や、水切の徹底・啓発及び手つかず食品の削減指導等について、より一層の啓発が必要である。 	完了
	2. 排出容器（指定ごみ袋）	<ul style="list-style-type: none"> ●行政サービスの利便性・公平性の確保と効率的なごみ処理事業の実施のため、地域の実情に配慮しつつ、排出容器を統一 ●燃やせないごみの排出容器は指定ごみ袋に平成17年度に統一 ●燃やせるごみについては、現状の燃やせるごみ処理施設での受入れ等の問題があることから、統一に向けた検討 ●熊毛地域・鹿野地域のびん類の排出容器は、これまでどおりコンテナ排出 ●排出容器の材質の統一に向けて、環境に優しいペット（PET）製指定ごみ袋の導入について平成17年度から検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成17年4月 燃やせないごみの指定ごみ袋を統一 ●平成19年4月 徳山地域の燃やせるごみ袋について <ul style="list-style-type: none"> ・紙製からポリエチレン製の袋に変更 ・15リットルの袋を新規に導入 ●ペット製指定ごみ袋の導入については、ボトルtoボトルの事業が休止となり実施が困難 ●平成22年11月1日 <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチック及びその他プラスチックの指定ごみ袋を導入 ・びん・缶類、ペットボトルの排出方法を「透明または半透明袋」に統一 （コンテナ排出の廃止） ・処理困難物の排出方法を「透明または半透明袋」に決定 	完了	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・排出容器（指定ごみ袋）の統一は完了。 	完了
	3. 指定ごみ袋販売額	<ul style="list-style-type: none"> ●指定ごみ袋の統一にあわせ、指定ごみ袋販売額の見直しと統一 <ul style="list-style-type: none"> ・燃やせないごみの指定ごみ袋販売額は、平成17年度に統一 ・資源物の指定ごみ袋販売額は、新リサイクルプラザ供用開始年に併せて統一 ・燃やせるごみの指定ごみ袋販売額は、排出容器の統一に向けた検討を踏まえ統一 ●ごみ処理費用の有料化並びに指定ごみ袋の記名制は、（仮称）周南市循環型社会推進会議で議論の上、市民の理解が得られるものとする 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成17年4月 燃やせないごみの指定ごみ袋販売額を見直し・統一 <ul style="list-style-type: none"> 45ℓ 13.3円/枚 30ℓ 10.6円/枚 ●平成19年4月 <ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみの指定ごみ袋販売額を見直し・統一 <ul style="list-style-type: none"> 45ℓ 10円/枚 30ℓ 8.0円/枚 15ℓ 6.0円/枚 ●平成22年11月1日 容器包装プラスチック及びその他プラスチック兼用の指定ごみ袋販売額を新規に設定 <ul style="list-style-type: none"> 45ℓ 13.3円/枚 30ℓ 10.6円/枚 ●平成23年7月1日 燃やせないごみ指定ごみ袋及び容器包装プラスチック・その他プラスチック兼用指定ごみ袋について、15リットルを新規に導入 <ul style="list-style-type: none"> 15ℓ 7.9円/枚 	完了	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋販売額の統一は完了。 ・ごみ処理費用の有料化並びに指定ごみ袋の記名制は、今後、検討が必要である。検討にあたっては、周南市ごみ対策推進審議会での議論を重ねた上で、市民の理解の得られるものとする事が必要である。 	完了
	4. 粗大ごみ処理手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●粗大ごみ区分及び料金を統一し、行政サービスを公平化 ●粗大ごみ処理手数料は平成17年度より統一 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成17年度に統一 	完了	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・処理手数料は統一が完了 ・今後、手数料の改定について調査・検討が必要である。 	完了
	5. 資源物団体回収報奨金制度	<ul style="list-style-type: none"> ●制度の目的を「回収団体の運営を補助し、再資源化を促す」とした上で、全市で統一した報奨金制度を平成17年度より実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成17年度に統一 <ul style="list-style-type: none"> ・報奨金：4円/kg ・対象物：紙類、布類、金属類、びん類 ペットボトル（平成19年より新規） <p>実績：平成17年度：122団体 869トン 平成18年度：111団体 763トン 平成19年度：120団体 851トン 平成20年度：131団体 837トン 平成21年度：131団体 828トン 平成22年度：132団体 903トン 平成23年度：118団体 875トン 平成24年度：140団体 821トン 平成25年度：140団体 843トン</p>	完了	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・統一は完了。 ・今後、少子化への対応の検討が必要である。 ・民間団体による回収を促進するため、今後は、回収団体の増加が必要である。 	完了

◆緊急課題

	施策名	内容	実績	進捗状況	評価	課題	今後の方針
② 収集 統一 搬 体制	6. 収集運搬体制	●分別区分に応じた収集頻度や収集方式の統一	●平成19年度 熊毛・鹿野地域の廃プラスチック等の処理を市内処理へ移行 ●山間部を定期収集へ移行 ●平成22年11月1日 ・収集方式を統一 ・収集頻度については、徳山山間地域、大津島地域を除き統一	完了	◎	・収集頻度や収集方式の統一 は完了。 ・現在の収集体制を維持して いく。	完了
③ 処理 施設 の 統一	7. 新リサイクルプラザの 整備	●新リサイクルプラザは、ごみ処理システム統一の核として平成20年度 の供用開始を目指す ●新リサイクルプラザの整備（リサイクル施設の統一）に併せ、分別方 式や収集運搬体制も統一	●〈再掲〉平成22年11月1日 ・収集方式を統一 ・収集頻度については、徳山山間地域、大津島地域を除き統一 ●平成23年4月1日 リサイクルプラザ供用開始 ・処理能力：80 t/日 ・敷地面積：45,527.28㎡ ・延床面積：16,247.70㎡ ・再資源化量と再資源化率について 平成21年度：18,252トン、30.9% 平成22年度：17,699トン、30.2% 平成23年度：20,230トン、38.6% 平成24年度：20,945トン、41.4% (速報値) 平成25年度：21,019トン、42.0% ・最終処分量について 平成21年度：13,661トン 平成22年度：13,326トン 平成23年度：7,163トン 平成24年度：4,898トン (速報値) 平成25年度：3,412トン ・啓発について 来館者数 平成23年度：2,422人 平成24年度：1,516人 平成25年度：3,381人 (エコフェスタ含む) エコフェスタ 平成23年度：1回開催 270人 平成24年度：1回開催 150人 平成25年度：2回開催 260人	完了	◎	・リサイクルプラザの整備は 完了。 ・今後は、処理施設の安定稼 働と効率の良い施設運営が必要 である。 ・市民啓発機能の利用率を向 上するための対策が必要である。	完了
④ 最終 処分 場の 延命 化	8. 事業系ごみの搬入制限	●本市の最終処分場の残容量が少なくひっ迫 ●事業系ごみの搬入制限を実施	●許可業者による事業系廃棄物の適正搬入の推進として、現地立会いのも と、不適正搬入に対する口頭及び文書、呼び出しの指導を実施 ●平成23年7月1日 事業系ごみについて、許可業者等による最終処分場への直接搬入を原則 として禁止 参考) 事業系燃やせないごみ量 平成21年度：4,128トン 平成22年度：4,981トン 平成23年度：467トン 平成24年度：202トン (速報値) 平成25年度：208トン (搬入量が1/20以下に減少)	完了	◎	・事業系ごみの搬入制限は完 了。 ・今後、事業系ごみの搬入に ついては、品目指定を改めて 実施し、文書指導や現場指導 等の対策が必要である。	完了
	9. 埋立容量の確保	●最終処分場の残容量が少なく、最終処分物を安定かつ適正に処分する ため埋立容量を確保 ●次期施設のN7処分場が完成するまでの間の埋立容量を確保するた め、容量を増加する手続き（軽微な変更）を実施	●平成21年8月 「軽微な変更」を行い、追加容量として49,500㎡を確保 ●平成25年12月 新たな分別の開始及びリサイクルプラザの供用開始により最終処分量が 減少したため、「軽微な変更」を行い、埋立期間を平成31年3月まで延長 ●平成26年4月1日 徳山下松港新南陽N7地区最終処分場供用開始 ・埋立容量：70,000㎡ ・埋立計画期間：平成35年度まで	完了	◎	・N7最終処分場完成によ り、埋立容量の確保は完了。 ・N7最終処分場の適正な運 営管理が必要である。 ・N7処分場にて陸域埋立が 可能となるまでの間、搬入で きないもの（浮遊するもの） の処分方法の検討が必要であ る。	引継 (拡充)

◆発生・排出抑制計画

取組の柱	施策名	内容	実績	進捗状況	評価	課題	今後の方針
① 発生・排出抑制のための基礎づくり	1. 環境衛生団体活動の充実	●「周南市環境衛生推進協議会」を通じて、環境衛生団体によるごみステーションの巡回やごみ出しマナーの指導などの活動をサポート	●環境衛生団体：旧2市2町 計4団体 「周南市快適環境づくり推進協議会」の総括のもと、各地域で運営 ●各地域の環境衛生団体が、ごみの減量化や循環型社会形成推進のため活動中	完了	◎	・分別徹底や再資源化を推進するため、積極的に交流を深め、活動の充実を図る必要がある。	引継 (維持)
	2. クリーンリーダーの育成・配置	●クリーンリーダーは公募し、市長より委嘱 ●配置人員は、自治会若しくは近隣自治会単位で、実情に応じた人数を配置 ●年2回程度の研修により、クリーンリーダー間の交流を深める ●他地域への派遣や学校教育における講師として派遣することで、地域間の交流、世代間の交流を深める ●(仮称)周南市循環型社会推進会議などにより、行政・事業者とも交流し、地域の自主的な活動を支援	●平成20年10月 クリーンリーダー制度運用開始 ・設置自治会に対して報奨金の交付 ・平成25年度設置自治会：910自治会(設置率：92.8%) ・年1回、クリーンリーダー会議・研修会開催(8~9会場で市内全地区を対象) ●講師派遣等は未実施	一部実施	◎	・分別徹底や再資源化を推進するため、クリーンリーダー設置率100%を目標に取り組んで行く必要がある。	引継 (拡充)
	3. (仮称)周南市循環型社会推進会議の設置	●循環型社会形成に向けた施策の進捗状況や効果を年2回程度の頻度で把握・点検し、広く市民に公表 ●点検結果は、今後の取り組みに活かすとともに、これをもとに組み込み(施策)の見直しや再構築を図る ●その他、ごみ処理に関するいろいろな問題(循環型社会づくりの核となる新リサイクルプラザの整備やごみ処理手数料の有料化など)について議論を重ね、解決に向けた方向性を示す	●平成17年度より ・会議の役割を「周南市ごみ対策推進審議会」に持たせ、常設型審議会として設置・運営中 ・年1~2回程度の開催により、重要項目の審議 ・平成23年度以降、ごみ量とごみ処理経費について、ホームページで公表 ・平成24年度から、ごみ排出量の実績報告、実施計画案の審議を通じて、計画の進捗を確認	一部実施	○	・ごみの減量・再資源化の推進には、市民との協力が不可欠であり、今後も、審議会委員の皆さんの意見を取り入れ、施策の推進に取り組んで行く。	引継 (維持)
	4. 情報ネットワークの構築	●使わなくなったものを有効に再利用にしようするため、ホームページで「譲ります」、「探しています」等の情報交流コーナーを設置 ●情報ネットワークの運営は、環境NPO等の市民団体に行なってもらい、行政はそれを支援	●リサイクルプラザの啓発機能として「環境館」を設置 ●「環境館」の開館に合わせて、環境関係のNPO法人に管理・運営を委託する予定であったが、財政的な問題により断念 ●情報交流コーナーの設置は未実施	未実施	×	・情報交流コーナーの設置に関しては、今後、実施に向けて調査・研究していく。	引継 (拡充)
	5. 環境NPO等の支援	●ごみ減量の施策に協力し、また自らが実践するとともに普及啓発を行う市民団体として環境NPOやボランティアを育成 ●行政はこれらの団体による啓発活動を支援	●平成24年10月 自転車リサイクルのボランティア団体「新わらしべの会」に対して、「もったいない工房」の一部を貸し、活動を支援中	実施	◎	・新たな団体の支援等について、調査・研究が必要である。	継続調査
② 「環境配」	6. 市民交流イベント開催	●フリーマーケットや生ごみ堆肥からできた野菜の直売などにより、楽しみながらごみ問題について意識してもらう ●新リサイクルプラザの見学や、企業の取り組み紹介を見学するなど、見て・聞いて・さわって体験学習してもらう	●来館者数 平成23年度：2,422人 (エコフェスタ含む) 平成24年度：1,516人 平成25年度：3,381人 ・エコフェスタ 平成23年度：1回開催 270人 平成24年度：1回開催 150人 平成25年度：2回開催 260人 ●フリーマーケットや生ごみ堆肥からできた野菜の販売等は未実施	一部実施	○	・イベント開催の時期や内容を検討し、参加者の増加対策が必要である。	引継 (拡充)
	7. ごみ通信の刊行	●ごみ問題は、身近なものであるため、市民・事業者タイムリーな情報を提供することが必要 ●身近な問題等を扱ったごみ通信を定期的に刊行する ●ごみ通信の刊行は、情報ネットワークの構築と同様に、環境NPO等の市民団体に行なってもらい、行政はそれを支援	●平成24年度から、市広報において、「分ければ資源、みんなでごみのリサイクル」と題してシリーズ掲載中。掲載月は奇数月の15日号 ●ごみ通信の刊行は未実施	一部実施	○	・市広報等への掲載は継続。 ・ごみ通信の刊行については、検討が必要である。	継続調査
	8. 市報による啓発等	●市広報へのごみ問題等の情報提供を積極的に進める ・市広報への掲載回数を増やす ・TV(シティケーブル)での放映回数を年2回程度実施 ●掲載等の内容は、リサイクル情報の提供や役立つ減量化・リサイクルの実践紹介、企業の環境配慮への取り組みなど、一層の充実を図る。	●平成19年度まで 環境政策課と交互に「もったいないのススメ」を市広報へ掲載 ●<再掲>平成24年度から、市広報において、「分ければ資源、みんなでごみのリサイクル」と題してシリーズ掲載中。掲載月は奇数月の15日号 ●ケーブルテレビ(CCS)にて「周南市市政だより」放映 平成18年：「あなたにできるごみの減量」 平成19年：「ごみ収集車からのお願い 正しいごみの分別を」 平成20年：「まず、できることから始めよう」 平成21年：「マイバッグからはじめるエコライフ」 平成22年：「11月からごみの分別方法が変わります」 平成23年：「更なる再資源化に向けて リサイクルプラザ「ペガサス」」 平成24年：「みんなで分別！エコ周南」	実施	◎	・引き続き、情報提供を行い、ごみ問題等への啓発を実施していく必要がある。	引継 (維持)

◆発生・排出抑制計画

取組の柱	施策名	内容	実績	進捗状況	評価	課題	今後の方針
「願型」への普及・啓発活動	9. 勉強会（講演会・出前講座等）の開催	●出前講座年3回程度、講演会年1回程度実施 ●今後は、特に出前講座について回数を増やし、地域における取組を支援	●ごみの分別、ごみ減量の方法等について自治会等に出向いて「しゅうなん出前トーク」を開催 ・開催実績 平成17年度： 4講座 135人 平成18年度： 10講座 316人 平成19年度： 6講座 185人 平成20年度： 25講座 630人 平成21年度： 13講座 316人 平成22年度： 437講座 12,222人 平成23年度： 32講座 990人 平成24年度： 17講座 1,087人⇒20講座1,172人（訂正） 平成25年度： 13講座 559人⇒14講座 575人（訂正） ●講演会は未実施	一部実施	○	・「しゅうなん出前トーク」を含めたごみの減量等の啓発について、検討が必要である。 ・講演会の開催については、再検討が必要である。	引継（維持） 継続調査
	10. 環境教育資料作成	●市民のごみ発生・排出削減の意識を高めるため、ごみ減量メニューや生ごみ堆肥化の紹介、分別・選別ルールの説明等、コンパクトにまとめた啓発ビデオや副読本など、環境教育資料を定期的に作成	●「周南市市政だより」をDVD化し、しゅうなん出前トークやリサイクルプラザ見学のための啓発ツールとして利用 ●小学3～4年生を対象とした教育委員会作成の副読本「わたしたちの市周南」において「ごみのしゅりと利用」について掲載し、ごみの分別やリサイクルについて啓発中	実施	◎	・引き続き、継続していく。	引継（維持）
	11. 環境家計簿の作成	●環境家計簿を作成し、広く市民に利用してもらうことで、環境配慮型生活への転換を進める	●未実施	未実施	×	・効果の有無について疑問。	中止
	12. 環境に配慮した生活を実践している市民を顕彰	●要綱の策定・周南市環境衛生連合会による顕彰との連携等の検討を行い、顕彰制度を構築	●「周南市快適環境づくり推進協議会」を構成する環境衛生団体が平成22年度から平成25年度までで個人：71人、団体：17団体に対する表彰を実施 ●平成26年度から、環境政策課主導のもと、「“もやい”で進めるきれいなまちづくり推進事業」を実施。環境美化活動を市全体に広げて、ごみのない美しいまちを目指すための実行委員会を立ち上げ、その中で表彰団体等について検討中	未実施	×	・“もやい”で進めるきれいなまちづくり推進事業に協力し、ごみのないまちづくりを進める事が必要である。	引継（維持）
	13. ごみ処理における環境負荷の低減	●車両更新時に、時代情勢などを踏まえ、LPG車に限らず「環境にやさしい車」への転換促進	●低公害車（LPG車：NOX排出が少ない）の導入 現在、1台稼働中	実施	◎	・LPG車は力が出ないという現場サイドからの指摘あり。	完了
③生ごみリサイクル推進プロジェクト	14. 生ごみの利用促進	●生ごみの有効利用をテーマとした活動（研究）を行う『生ごみサークル』を創設 ●生ごみサークルでは、生ごみの堆肥化や利用を行なってもらい、定期的な報告会を行うことで、生ごみの循環（交流）に関する課題を明らかとし、行政や事業者の関わり方の必要性等について提言してもらう ●こうした活動の経過を踏まえ、生ごみの有効利用に関する施策を展開	●一つの目標として家庭から出る生ごみを堆肥化し、農家への提供、農作物を安価に購入するといったリサイクルを想定。これまで農業関係者を交え検討したが、生ごみの堆肥化は、不適物の除去、塩分、腐敗等の問題あり。 平成18年度、鹿野地区に受入側の協力が見込まれたが、提供する側が見つからず、実現に至らず。	未実施	×	・家庭規模及び質での生ごみの利活用は、当面、家庭菜園、市民農園等の自己利用を促進。 ・農家とのタイアップは、今後技術的課題等研究を重ねた上で実施することが必要。	引継（別施策）
	15. 生ごみ処理機購入補助	●生ごみ処理機購入補助を実施 ●今後は、補助利用者の利用実態調査結果（平成16年度に過去3カ年の補助利用者に利用実態のアンケート調査を実施）を受けて、普及方法など補助制度を見直し	●補助金額：購入金額の1/2以内※上限額：1基3,000円（電気式は15,000円） ●生ごみ処理機購入補助実績 平成17年度 166基 平成18年度 124基 平成19年度 191基 平成20年度 360基 平成21年度 357基 平成22年度 309基 平成23年度 103基 平成24年度 71基 平成25年度 55基 ●平成19年度に、生ごみ処理機補助制度利用者にアンケート調査を実施 ・310/456世帯（回収率：70%） ●モニター制度は未実施	一部実施	○	・近年、制度利用者が減少傾向にある。制度利用者の増加対策について、検討が必要である。 例）補助額の増額など その中で、モニター制度についても検討していく。 例）生ごみ処理機の貸出制度の検討など	引継（拡充）
	16. 生ごみ堆肥モニター制度の創設	●生ごみ堆肥化を率先して行っている市民の利用実態を把握し、有効な堆肥化方法等を広く公表することで一層の生ごみ堆肥化が期待 ●そのための生ごみ堆肥化モニター制度を創設	「15. 生ごみ処理機購入補助」参照	未実施	×	同上	引継（拡充）

◆発生・排出抑制計画

取組の柱	施策名	内容	実績	進捗状況	評価	課題	今後の方針
④ ゼロエミッション活動の取り組み	17. 企業内の分別の促進（事業系ごみの分別）	●企業内の分別を進めてもらうため、事業系ごみについても家庭系ごみ同様に5種11分別方式を導入	●事業系廃棄物については、家庭廃棄物と取扱いが異なるため、事業者の責任において適正に処理するよう改めて周知 参考）事業系燃やせないごみ量 平成21年度：4,128トン 平成22年度：4,981トン 平成23年度：467トン 平成24年度：202トン 平成25年度：208トン （速報値） （搬入量が1/20以下に減少）	一部実施	○	・事業系ごみの搬入については、品目指定を改めて実施し、文書指導や現場指導等の対策が必要である。	引継（拡充）
	18. エコショップ制度の創設及び利用促進	●今後、要綱の策定・販売事業者との連携等の検討を行い、制度を構築していく	●平成21年度から「山口県における容器包装廃棄物の削減に関する協定」に参加し、県と連携し施策を展開 ・協力店舗数 17事業者 38店舗（平成21年4月30日現在、周南市分のみ） 28事業者 57店舗（平成25年4月1日現在、周南市分のみ） ・スーパー、ドラッグストア、小売店：15事業者 44店舗 ・クリーニング店：13事業者 13店舗	実施	◎	・今後も、県と連携し、協力店舗数の増加を図る。	引継（維持）
	19. 古紙類の再資源化促進	●オフィス町内会システム構築のための指導・支援を行い、事業系ごみを発生・排出削減	●未実施	未実施	×	・実施については、再検討が必要である。	中止
	20. 食品廃棄物の再資源化促進	●食品廃棄物の再資源化を促進するため、平成13年度から施行された食品リサイクル法に基づいて、排出企業に指導	●県による廃棄物再生事業者登録等を確認の上、食品廃棄物の再生事業を適正に行う業者に対して必要な許可及び指定を実施 ●平成21年3月「周南市バイオマスタウン構想」を公表 ●排出企業への指導は未実施	未実施	○	・「周南市バイオマスタウン構想」に基づき、地域内での食品廃棄物の再利用の促進を推進する必要あり。	引継（維持）
⑤ 環境リサイクル産業の育成・支援	21. 廃棄物処理計画の策定指導	●廃棄物処理計画の策定指導は、現在、年1回大規模店舗に対して実施 ●今後、事業者に対する排出者処理責任の指導を継続するとともに、特に多量排出事業者等に対して廃棄物処理担当者の選任と廃棄物処理計画の策定指導を強化 ●事業者自らによる再資源化や分別徹底の指導、さらにはリサイクル業者等の紹介を行うことで事業系ごみの適正処理を推進	●廃棄物処理担当者を選任させ責任をもって減量等の計画を策定・実行してもらうことを目標とし、大規模店舗に対して、毎年、廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書の提出を義務付け ・提出件数 平成23年度：64件（100%） 平成24年度：64件（100%） 平成25年度：63件（100%）	実施	◎	・今後も、引き続き実施していく必要がある。	引継（維持）
	22. 環境に優しい企業登録制度創設	●環境に配慮した（やさしい）企業の登録と公表について制度化	●県において、「山口県エコ・ファクトリー」として、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに継続的に取り組み、成果を上げている事業所を認定し、事業者の意識喚起と取組の拡大を推進中。認定事業所には認定証と認定銘板を交付し、県のホームページやパンフレットに掲載 ●平成26年3月31日現在、認定事業所（周南市分のみ） ・発生抑制推進事業所（リデュース）6事業所 ・高再資源化率達成事業所（リサイクル）—6事業所⇒5事業所（訂正）	未実施	◎	・今後も県と連携し、認定事業所の増加を図る必要がある。	引継（維持）
	23. ISO14001認証取得の啓発	●認証取得手引書の発行等、支援方法を確立し、認証取得を啓発 ●行政の率先行動として、本市における認証取得について取り組む	●平成19年12月環境政策課主導により認証取得 ●平成22年12月認証更新 ●平成23年12月認証返上 現在、「周南市環境マネジメントシステム（EMS）」により、環境管理を実施	完了	◎	・今後は、環境政策課主導で環境管理を実施していくため、完了。	完了

◆発生・排出抑制計画

取組の柱	施策名	内容	実績	進捗状況	評価	課題	今後の方針
⑥ ごみ処理費用負担（有料化）導入の検討	24. ごみ処理費用の明確化（公表）	●本市のごみ処理に係る費用について、環境省が作成予定である統一した会計基準に基づき算出し、広報やホームページ等で広く公表	●環境省廃棄物会計基準に沿って平成17年度分を算出・公表 ●平成23年度以降のごみ処理経費については、環境省による一般廃棄物処理事業実態調査の提出資料を基に算定し、ホームページで公表	実施	◎	・今後も、公表を継続する。	引継（維持）
	25. 家庭系ごみ処理有料化の導入検討	●家庭系ごみ処理の有料化について、排出者処理責任、負担の公平化、さらには再資源化の円滑化等から、導入の必要性の指摘	●平成18年6月 ごみ対策推進審議会から「ごみ処理有料化」について答申 ●平成20年1月～ 市民説明会、意見募集、パブリックコメント等を実施 ●平成20年6月 市議会に上程（ごみ処理有料化と一定量無料制度を併せた制度を提案）したが否決	一部実施	○	・否決に至った理由 有料化以外のごみ減量施策の展開をすべき／経済状況が悪く市民の生活を圧迫する／世帯一律の無料配布では不公平である等 があり。これらを踏まえ、今後も調査・研究していく。	継続調査
	26. 事業系ごみの処理手数料の検討	●排出者処理責任の原則に基づき、処理原価に応じた処理手数料の見直しを検討	●未実施	未実施	×	・今後、調査・研究の必要あり。	継続調査

◆分別収集・再資源化計画

取組の柱	施策名	内容	実績	進捗状況	評価	課題	今後の方針
①分別方法の周知・徹底	1. 分別徹底の必要性の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の分別カレンダーをより分かりやすく見やすいものとする ●分別カレンダー作成は、分別方式の統一に併せて統一 ●「なぜ分別することが必要なのか」、「分別を行うとどうなるのか」などの「(仮称)ごみ百科」を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの分別と出し方については、毎年チラシを作成し、ごみ収集カレンダーに添付して自治会を通じて配布中 ●平成22年11月 新たな分別を開始するにあたり、全世帯に冊子「新しいごみの分別方法(保存版)」を作成 ●平成27年度から新南陽・鹿野地域の燃やせるごみを恋路クリーンセンターへ搬入することに伴い、ごみの分別等に一部変更あり。平成26年度中に新たなごみの分別冊子を作成する予定 	一部実施	○	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続実施が必要である。 ・「(仮称)ごみ百科」については、ネット上での掲載を念頭に、検討する。 	継続調査
	2. 転入者や自治会未加入者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●転入者に対するごみの出し方等の説明を継続 ●賃貸住宅居住者に対して、市役所窓口での指導を徹底するとともに、入居時等において、不動産業者や管理業者等を通じた分別徹底を指導 ●学生など、自治会に加入していない市民の分別等について指導 	<ul style="list-style-type: none"> ●従来より、転入手続きを行った人に対しては、市民課にて分別冊子、ごみカレンダー等を配付 ●排出者が特定された場合は、個別に指導 ●分別不良の賃貸住宅等については、不動産業者や管理会社を通じて分別啓発 ●学生(留学生を含む)に対して、学校主催の新生ガイダンスの機会を利用し、説明会を開催 	実施	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続実施が必要である。 ・「ごみアプリ」のPRを継続していく。 	引継(維持)
②新たな資源化物の分別	3. プラスチック製容器包装類及びその他プラスチック類の分別	<ul style="list-style-type: none"> ●新しくプラスチック製容器包装類及びその他プラスチック類を分別・再資源化することでリサイクル率の向上及び最終処分量の削減に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●収集量 <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装類 平成23年度：2,921トン 平成24年度：2,714トン (速報値) 平成25年度：2,755トン ・その他プラスチック類 平成23年度：549トン 平成24年度：497トン (速報値) 平成25年度：522トン ●再資源化量 <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装類 平成23年度：2,465トン 平成24年度：2,556トン (速報値) 平成25年度：2,361トン ・その他プラスチック類 平成23年度：279トン 平成24年度：409トン (速報値) 平成25年度：332トン ●資源化方法(主なもの) <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装類 容器包装リサイクル協会(資源化) 東ソー(セメント原燃料化) ・その他プラスチック類 東ソー(セメント原燃料化) ●全体の再資源化量と再資源化率<再掲> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度：18,252トン、30.9% 平成22年度：17,699トン、30.2% 平成23年度：20,230トン、38.6% 平成24年度：20,945トン、41.4% (速報値) 平成25年度：21,019トン、42.0% ●最終処分量<再掲> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度：13,661トン 平成22年度：13,326トン 平成23年度：7,163トン 平成24年度：4,898トン (速報値) 平成25年度：3,412トン 	完了	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・収集量増加のための分別徹底対策について、調査・研究を継続していく。 ・再資源化量、再資源化率の向上、最終処分量の減少に向けて、より一層の調査・研究が必要である。 	完了
	4. 事業系ごみの資源物を分別	<ul style="list-style-type: none"> ●事業系ごみについても、家庭系ごみと同様に資源物を分別排出するものとし、資源の有効利用及び最終処分場の延命化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ◆発生・排出抑制計画「17. 企業内の分別の促進(事業系ごみの分別)」参照 	完了	○	<ul style="list-style-type: none"> ◆発生・排出抑制計画「17. 企業内の分別の促進(事業系ごみの分別)」参照 	完了
③リターナブルびんの利用	5. 販売店への引取り及び回収拠点の整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●リターナブルびんの利用促進と、販売店への返却を啓発 ●リターナブル容器の回収のための拠点整備を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●問い合わせがあった際には、販売店への返却を依頼 ●「新しいごみの分別方法(保存版)」には、その旨記載済 ●リターナブル容器回収の拠点整備については未実施 	一部実施	×	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点回収の整備は現状では困難。資源物団体回収の量的にも少量。 	中止

◆分別収集・再資源化計画

取組の柱	施策名	内容	実績	進捗状況	評価	課題	今後の方針
イ④ 効率的な 準備 システム	6. 資源物の団体回収報奨金制度の見直し（再掲）	●制度の目的を「回収団体の運営を補助し、再資源化を促す」として上で、全市で統一した報奨金制度を平成17年度実施	◆緊急課題「5. 資源物団体回収報奨金制度」参照	完了	◎	◆緊急課題「5. 資源物団体回収報奨金制度」参照	引継 (拡充)
	7. 古紙類の民間業者への処理委託	●古紙類の再資源化処理は、処理の効率性が高い民間業者へ委託（継続）	●古紙類は特に前処理を必要としないため、そのまま委託業者へ処理委託	完了	◎	-	完了
⑤ 新リサイクル プラザの 整備	8. 新リサイクルプラザの整備（再掲）	●再資源化目標の達成のため、必要とされる処理能力を有する施設とする ●施設用地は、処理施設、市民参加機能設備（啓発設備）を設置でき、加えてごみ搬入車両や一般来客者の車両が安全かつ効率的に通行できる通路等を配置できる面積を確保	◆緊急課題「7. 新リサイクルプラザの整備」参照	完了	◎	◆緊急課題「7. 新リサイクルプラザの整備」参照	引継 (拡充)
⑥ 「誇れる」 継続 リサイクル の	9. 焼却灰のリサイクル	●徳山地域及び熊毛地域の燃やせるごみを焼却処理した後の焼却灰はセメント原料として再資源化	●恋路クリーンセンター、周陽環境整備センターから出る焼却灰は、山口エコテックで無害化し、トクヤマ及び宇部興産にてセメント原料化	完了	◎	・引き続き、継続実施していく。	引継 (維持)
	10. 燃やせるごみのリサイクル	●新南陽地域及び鹿野地域の燃やせるごみは、新南陽ごみ処理燃料化施設において固形燃料（RDF）化し、セメント製造時の熱源として再資源化	●ごみ燃料化施設「フェニックス」にて、可燃ごみを固形燃料（RDF）にし、東ソーでセメント製造の原燃料化を実施 ・RDF製造量 平成23年度：8,010トン 平成24年度：8,148トン （速報値）平成25年度：7,698トン ●ごみ燃料化施設「フェニックス」は平成26年度をもって稼働中止。平成27年度から新南陽・鹿野地域の燃やせるごみは、恋路クリーンセンターで処理予定	完了	◎	・フェニックスの稼働停止により、再資源化量、再資源化率の低下は避けられない。今後、再資源化量、再資源化率の向上に向けた、より一層の調査・研究が必要である。	完了
⑦ 既存の リサイクル の 利活用	11. 既存のリサイクル施設の利活用	●徳山リサイクルセンターを廃止し、熊毛ストックヤード、鹿野ストックヤードは引き続きびん類の保管施設として利活用、常設ステーションとしての利用も検討 ●新南陽リサイクルセンターは、平成16年度中に閉鎖し、新南陽リサイクルセンターで処理を行っていた資源物については、徳山リサイクルセンターで処理	●リサイクルプラザ供用開始後は、リサイクルプラザにて一元処理（処理困難物を除く） ●処理困難物については、徳山・新南陽地域：周南市不燃物処分場、熊毛地域：熊毛ストックヤード、鹿野地域：鹿野一般廃棄物最終処分場で、それぞれスクラップ金属、電池、蛍光灯等を選別し資源化 ●熊毛不燃物埋立処分場 平成23年12月27日、埋立処分終了	完了	◎	・処理困難物処理の統一に向けて、調査・研究を実施する。	継続調査

◆ごみ処理計画

取組の柱	施策名	内容	実績	進捗状況	評価	課題	今後の方針
① （収集・運搬体制の構築）	1. 収集・運搬体制の見直し	●各地域の特性、分別区分に応じた収集頻度や収集方式、既存ストックヤードを利用した中継運搬方式など、環境負荷が小さくかつ効率的な体制（委託化の検討を含む）への見直し	◆緊急課題「6. 収集運搬体制」参照	完了	◎	◆緊急課題「6. 収集運搬体制」参照	完了
	2. 高齢者・障害者への配慮	●ごみ出し等における地域の市民協力体制の整備 ●粗大ごみの収集方法について、高齢者等への負担が軽減する方法を検討	●平成22年11月 粗大ごみの収集方法については統一 ●平成24年度から高齢者支援課所管の「周南市ひとり生活応援サービス事業」が本格的に開始。当面はこの事業において対応 平成24年度：ごみ出しサービス利用者数15人 延べ181回 平成25年度：ごみ出しサービス利用者数16人 延べ 99回	一部実施	○	・核家族化や高齢化が進行する中において、今後、関係課との連携の上、調査・検討が必要である。	継続調査
② （中間処理体制の構築）	3. 新リサイクルプラザの整備	●本市全域で効率的かつ適正に処理を行っていくため、新リサイクルプラザを整備 ●新リサイクルプラザは、資源物の再資源化を行うほか、不燃ごみや粗大ごみなど、現在埋立処分を行っているごみについて、鉄類等の回収を行うことで、更なる再資源化を図るとともに、減容化処理を行うことで最終処分場への負荷を低減	◆緊急課題「7. 新リサイクルプラザの整備」参照	完了	◎	◆緊急課題「7. 新リサイクルプラザの整備」参照	引継（拡充）
	4. 既存のリサイクル施設の利活用	●各地域に点在する既存のリサイクル施設の有効な利活用方法の検討	◆分別収集・再資源化計画「11. 既存のリサイクル施設の利活用」参照	完了	◎	◆分別収集・再資源化計画「11. 既存のリサイクル施設の利活用」参照	継続調査
	5. 既存施設の統廃合（燃やせるごみ処理施設）	●燃やせるごみについては、当分の間、現在のごみ処理施設を継続使用 ●今後、施設更新に併せ、合理的で、統一した施設整備を検討	●恋路クリーンセンターは、平成26年～28年度に基幹改良工事を実施し長寿命化を図る ●平成27年度から新南陽・鹿野地域、平成31年度から熊毛地域の燃やせるごみを恋路クリーンセンターで一元処理	完了	◎	・統一については完了。 ・今後は、リサイクル率向上の方策、燃やせるごみ減量化への取り組みの検討が必要。	引継（拡充） ※熊毛地区のごみについて方向性は出ている
③ （最終処分体制の構築）	6. 既存施設の統廃合	●最終処分対象物の埋立処分は、当分の間、地域ごとの最終処分場で行う ●N7号処分場完成後は、当該処分場で埋立処分を行う ●新南陽不燃物処分場（N6）の埋立完了後、次期施設のN7号処分場が完成するまでの間、新南陽地域の最終処分場は、桑原不燃物処分場にて最終処分	◆緊急課題「9. 埋立容量の確保」参照	完了	◎	◆緊急課題「9. 埋立容量の確保」参照	引継（拡充）
	7. 新最終処分場の整備	●新南陽不燃物処分場（N6）の埋立完了に伴い、N7号処分場を新たに建設予定	◆緊急課題「9. 埋立容量の確保」参照	完了	◎		
	8. 最終処分場の適正管理	●最終処分場は、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（平成10年6月16日総理府・厚生省令第2号）に基づく維持管理を継続して行い、周辺環境を保全	●法に基づく維持管理を継続	完了	◎	・今後も適正に維持管理を行っていく。	引継（維持）
	9. 事業系ごみの搬入制限（再掲）	●本市の最終処分場の残容量が少なくひっ迫 ●事業系ごみの搬入制限を実施	◆緊急課題「8. 事業系ごみの搬入制限」参照	完了	◎	◆緊急課題「8. 事業系ごみの搬入制限」参照	引継（拡充）
	10. 埋立容量の確保（再掲）	●最終処分場の残容量が少なく、最終処分物を安定かつ適正に処分するため埋立容量を確保 ●次期施設のN7号処分場が完成するまでの間の埋立容量を確保するため、容量を増加する手続き（軽微な変更）を実施	◆緊急課題「9. 埋立容量の確保」参照	完了	◎	◆緊急課題「9. 埋立容量の確保」参照	引継（拡充）

参考資料1 数値目標値の設定 - 生ごみの排出削減（水切りによる削減）

生ごみは、多くの水分を含んでおり、焼却処理において水分を蒸発させるためのエネルギーが必要であり、さらに、発電用のエネルギーが減少してしまいます。

ここで、調理くずを排出する際の水切り（生ごみ重量の10%を削減）を市民すべてが取り組むと、燃やせるごみは2%削減できることとなります。

また、水分が減ると発電に利用できるエネルギー量が増え、発電量がアップできるため、電気代の削減、あるいは売電費増が期待できます。

生ごみの水切りによる効果は、他自治体での調査等によると図表1に示すとおりです。

◆図表1 ごみ減量効果と発電量増の効果（試算）

- 削減できる水分量（本市のごみ量とごみ性状により、以下のとおり試算）

収集燃やせるごみ量 = 25,416 t/年（H25年度実績）

内、調理くず = 23.3%（ごみ組成調査実績値）

脱水率 = 10%（事例等からの仮定）

脱水量 = 25,416 t/年 × 23.3% × 10% = 592 t/年（減量率 = 2%）

- 恋路クリーンセンターにおける増加発電量

削減した水分量に相当するエネルギー量（低位発熱量）

水分量 = 592 t/年

換算エネルギー量 = 592 t/年 × 2,500 kJ/kg = 1,480,000,000 kJ/年
（水分を蒸発させるために使用するエネルギー量）

換算発電量 = 1,480,000,000 kJ/年 ÷ 3600 kJ/KW × 5.4%（実発電効率）
= 22,200 kWh/年（買電代（12 円/kWh）換算約 26.6 万円/年）

※水切りグッズ

- ◇ 高知県香南清掃組合 「押しの手」
間伐材を利用したグッズで、流しの網かごに押し付けて使用する。



- ◇ 京都市（ホームページ）

- 水切りグッズの例



レジ袋やポリ袋にバンチ
水切り袋に早変わり



ポリ袋を三角コーナー
に出来るグッズ

- 捨てる前のひとしぼり！

「生ごみを収集に出す前日の夜に、水を入れたペットボトルを重しにして一晩置いておくだけで、水キリに。」

◆参考 水切りによる減量効果

●兵庫県たつの市（資料：「水切りモニター実証試験結果報告」H25）

1. 平均水切り率

生ごみ量		水切り量	平均水切り率
総量	1人1日あたり平均		
498.1kg	275.5g	62.5 L	12.6%

2. 調査手法



水切りネットの生ごみを絞る



水切り前後に計量し記録




3. 良かった点

- 生ごみを市のごみとして出さずに済むので、ごみ出しが週1回で済む。
- 袋の中に水が溜まったり、袋が破れて水が漏れたりする心配がなくなり、重さも軽くなった。

など

●埼玉県清掃行政研究会（資料：「水切りによる生ごみの減量効果調査報告書」H24.3）

・水切り器による生ごみ減量効果

水切りダイエット	生ごみカラット	しぼりっ子	水切りネット
6.9～11.0%	19.2～30.7%	6.6%	8.4～11.0%
200 円程度	1,650 円（本体）	-	100 円程度
			

・水切り器による低位発熱量の変化（推計例）

水切り前 （計算値）	水切り後（計算値）		
	水切りダイエット	生ごみカラット	水切りネット
9,271kJ/kg	10,067 kJ/kg +735 kJ/kg	11,434 kJ/kg +2,163 kJ/kg	9,997 kJ/kg +727 kJ/kg

◆参考 堆肥化による削減

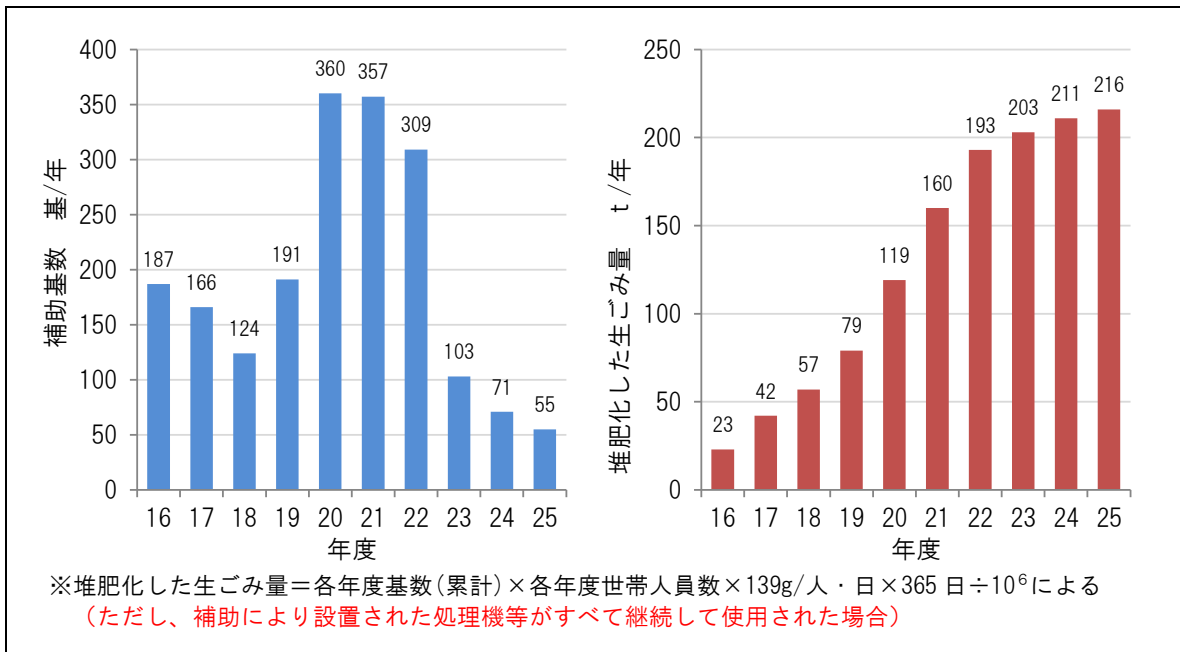
生ごみを堆肥化して利用することは、燃やせるごみの発生を抑制するものであり、ごみ量の削減とともに、焼却対象ごみのごみ質改善（発熱量のアップ）につながります。

本市では、これまでに生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機によるごみ量削減を推進するため、購入費に対する補助を行ってきました。

平成 17 年度以降 10 年間で補助した基数は累計 1,923 基で、平成 25 年度において 216 トンの生ごみが処理されたこととなります。この量は、家庭系燃やせるごみ量（25,416 t /年）の 0.8%にあたります。

また、10 年間の累計基数は、鹿野地域の平成 25 年度世帯数（1,733 世帯）と同レベルであり、一層の普及は可能であると考えられます。

◆図表 4 生ごみ処理機購入補助の実績とごみ減量効果（試算）



参考資料2 ペットボトル・容器包装プラスチック・びん・缶類の目標値について

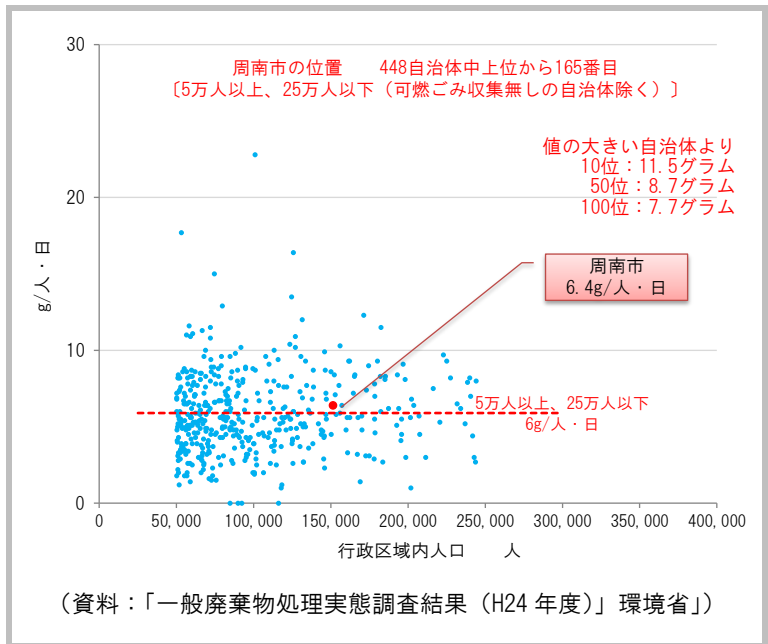
1. ペットボトル

本市において再資源化しているペットボトルの量は、全国他市と比較し平均値を少し上回る程度で、経年的にも横ばいで維持されています。

また、燃やせるごみに混入しているペットボトルの量は総排出量の2割弱（分別協力8割程度）です。

以上から、ペットボトルについては、これまでどおりの再資源化量を見込むものとします。

◆**図表1** 全国他市のペットボトル再資源化量(H24)



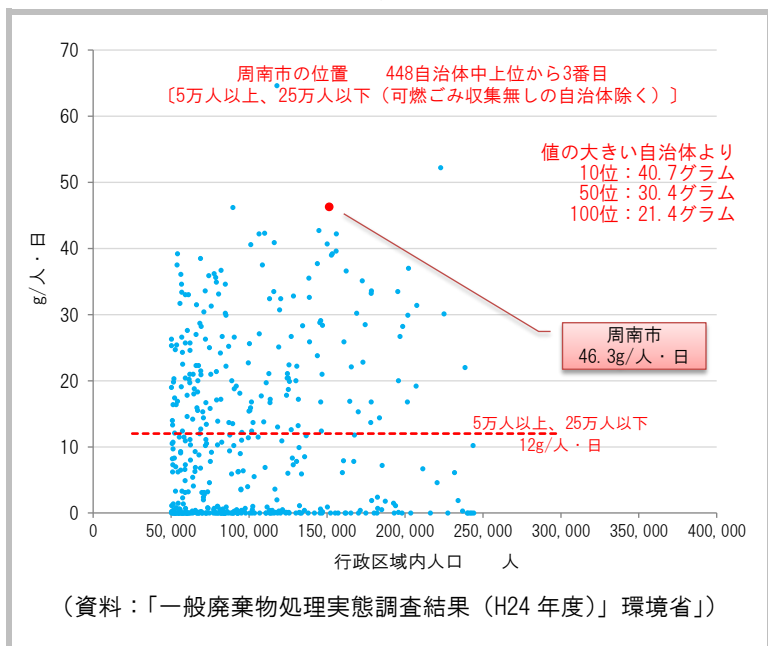
2. 容器包装プラスチック

本市において再資源化している容器包装プラスチックの量は、全国他市と比較しトップクラスです。

また、燃やせるごみに混入している容器包装プラスチックの量は、ペットボトルと同様に総排出量の2割弱（分別協力8割程度）です。

以上から、容器包装プラスチック類については、これまでどおりの再資源化量を見込むものとします。

◆**図表2** 全国他市の容器包装プラスチック再資源化量(H24)



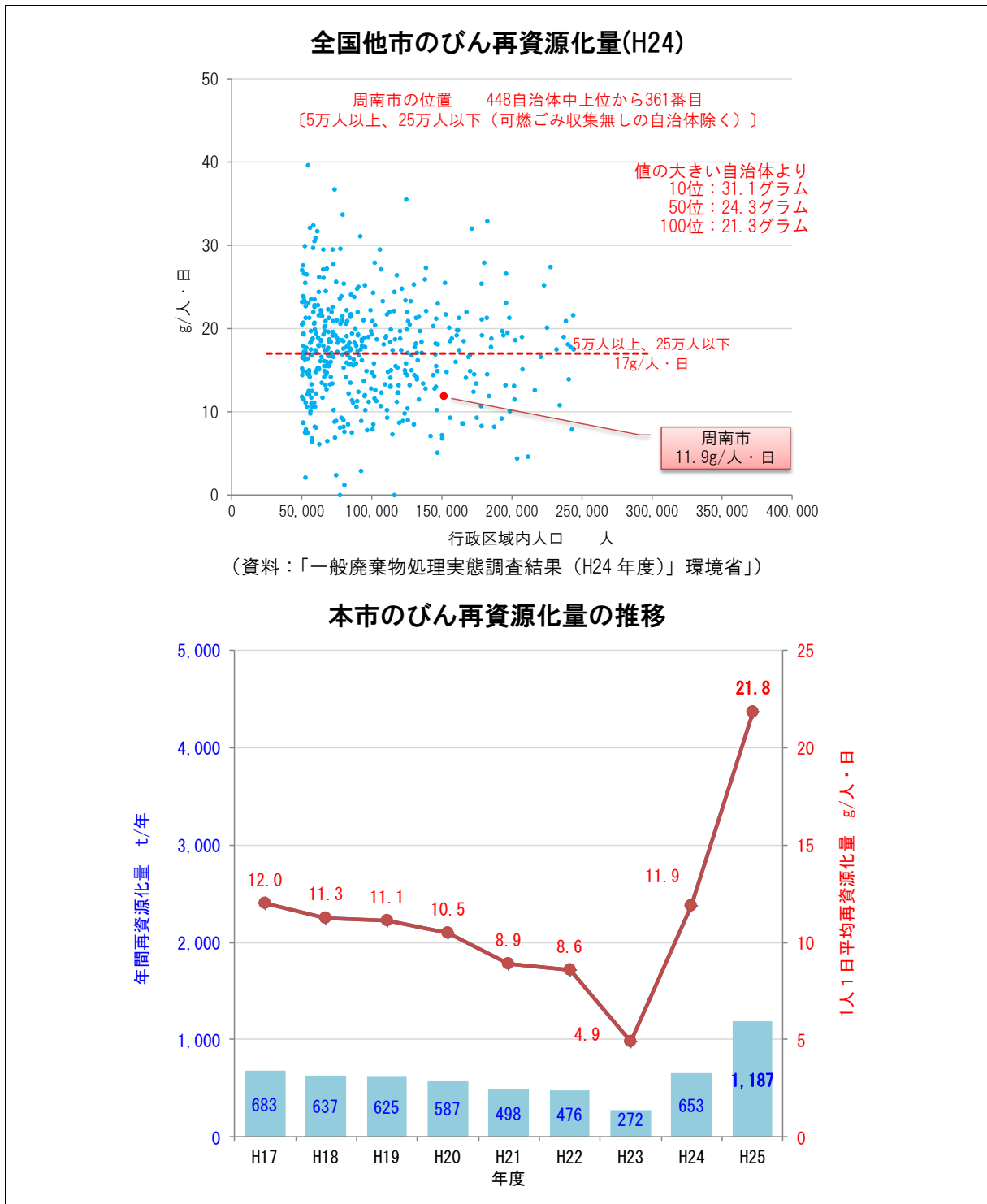
3. びん・缶類

本市において再資源化しているびん・缶の再資源化量において、缶（金属類）は全国他市と比較して平均値程度ですが、びん類の再資源化量は少ない状況でした。びん類の再資源化量が少ない要因は、施設で再資源化が困難な破損したびんを埋立処分していたことによるもので、平成25年度より引き渡し先の確保により大きく増加しました。

なお、びん・缶は、他のごみへの混入も少なく、適正に排出されているといえます。

以上から、びんについては、平成25年度実績を踏まえた再資源化量を、缶類はこれまでどおりの再資源化量を見込むものとします。

◆図表3 全国他市のびん再資源化量(H24) と本市のびん再資源化量の推移



8-2 循環型社会の実現

基本方向

廃棄物処理法に則った一般廃棄物の適正な処理を実施するとともに、市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）を推進することにより、循環型社会の形成を目指します。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 平成 22（2010）年度に、旧 2 市 2 町で異なっていたごみの分別方法を統一しました。
- 平成 23（2011）年度に、リサイクルプラザの供用を開始し、旧 2 市 2 町で異なっていた資源物（古紙・衣類を除く）や燃やせないごみ等の処理システムを統一しました。
- ごみの分別方法の統一やリサイクルプラザの供用開始により、リサイクル率の大幅な向上を実現しました。

※ リサイクル率（焼却施設での発電利用を含む）：H22 年度実績：32.4%→H25 年度速報値：45.2%

また、最終処分量（埋立量）の大幅な削減を実現しました。

※ 最終処分量：H22 年度実績：13,326 t →H25 年度速報値：3,412 t

- 最終処分場の埋立残余容量がひっ迫していたため、平成 26（2014）年 4 月に、徳山下松港新南陽 N7 地区に、新たな最終処分場の供用を開始しました。
- リサイクルプラザ内の「環境館」では、エコフェスタなどのイベント開催や施設見学者の受け入れなどを実施し、ごみの適正分別の必要性や 3R の取組みの重要性について PR を行ってきました。

※ 来館者数：H25 年実績：3,381 人

- 現在、燃やせるごみの処理は、3 施設で行っていますが、一部事務組合を構成する関係各市と協議を行い、H27（2015）年度から新南陽・鹿野地域のごみを、平成 31（2019）年度から熊毛地域のごみを恋路クリーンセンターで処理することになりました。これにより、ごみ処理費の削減や燃やせるごみ指定袋の統一等を図ることとなります。

・市民の評価

- 「廃棄物処理対策や自然環境への取組み」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	5.8%	31.5%	26.9%	11.6%	13.2%	11.0%
全体 (平成25年)	6.9%	43.0%	22.0%	7.5%	9.3%	11.3%

現状と課題

- 私たちの暮らしは、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から循環型社会への転換が求められています。

- 一人一日あたりごみ排出量は、718g（平成24年度）で、年々減少しているものの、県（713g）や国（684g）の平均値を上回っています。
- ごみのリサイクル率（焼却施設での発電利用を含む）は、44.2%（平成24年度）で、県（28.1%）や国（20.4%）の平均値を大きく上回っています。しかしながら、今後、燃やせるごみ処理施設の統一により、ごみ燃料化施設「フェニックス」（RDF化施設）の稼働を停止するため、リサイクル率の低下が見込まれます。（RDF化を除くリサイクル率：平成24年度：28.0%）
- 今後も引き続き、市民や事業者・行政が協働して、「ごみの発生抑制」「再利用」「再資源化」（3R）を推進していく必要があります。
- 現在、処理困難物の処理は、周南市不燃物処分場や熊毛ストックヤード・鹿野一般廃棄物最終処分場で、地域ごとに処理しています。
- 今後、ごみ収集・処理システムを完全に統一し、市全域のごみ処理の効率化を図る必要があります。
- 現在、し尿や浄化槽汚泥の中間処理をしている、衛生センター・玖西汚泥再生処理施設真水苑は、両施設とも老朽化しているため、市内全域の処理を徳山中央浄化センターで行うことを視野に、処理システムの再構築を行う必要があります。
- 不法投棄は、警察や保健所など関係機関等との連携、また不法投棄防止看板の設置等により、平成22年度（100件）以降、減少傾向にありましたが、平成25年度は98件と増加しています。

推進施策の展開

・ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）のさらなる推進

- 市民・事業者・行政が協働して、「ごみの発生抑制」「再利用」「再資源化」（3R）に取り組みます。
- 燃やせるごみに含まれている資源物等の分別徹底を推進し、リサイクル率の向上に取り組みます。
- リサイクルプラザの安心安全な運転、安定した運営を行い、市内全域の資源物（古紙・衣類を除く）や燃やせないごみ等を効率的に処理し、再資源化・最終処分量の削減を推進します。
- 3Rのさらなる推進のため、生ごみ処理機（処理容器）購入補助、資源物回収報奨金制度等、補助制度活用の周知徹底により、ごみの減量化と再資源化を促進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民一人1日当たりごみ排出量	平成25年度	平成31年度	「家庭ごみの排出量÷周南市の人口÷365日」
	708.9g	検討中	
リサイクル率	平成25年度	平成31年度	「再資源化量（焼却施設での発電利用を含む）÷ごみ排出量（事業系も含む）×100」
	45.2%	—	
リサイクル率（RDFを除く）	29.9%	検討中	

最終処分量（埋立量）	平成 25 年度	平成 31 年度	不燃物処分場・鹿野一般廃棄物最終処分場の埋立量 ※H26 年度以降は、徳山下松港新南陽N 7 地区最終処分場を含む。
	3,412 t	検討中	

・ **効率的な廃棄物処理システムの確立等**

- 平成 31（2019）年度から、市内全域の燃やせるごみの収集・処理を統一し、恋路クリーンセンターで処理することで、ごみ処理費の削減を図ります。
- 今後、処理困難物の収集・処理を一元化し、収集・処理システムの完全な統一を図ります。
- 市内全域のし尿や浄化槽汚泥は、徳山中央浄化センターで処理することを視野に、処理システムの再構築に取り組みます。
- 保健所や警察等関係機関と連携し、不法投棄防止に取り組みます。

・ **循環型社会づくりに向けた環境教育・啓発の推進**

- 体験工房、再生品の展示など、見て・聞いて学習する場として、市民参加型の環境イベント「エコフェスタ」を「環境館」にて開催し、ごみ問題を初めとする市民の環境に対する意識啓発を進めます。
- 「環境館」を核として、市広報・ケーブルテレビ・出前トーク等あらゆる機会を通して、積極的に啓発事業を実施します。
- 地域のごみ問題のリーダー「クリーンリーダー」と協力し、ごみ減量化・再資源化の啓発に取り組みます。
- 周南市快適環境づくり推進協議会等の団体と協力して、自然環境の保全や快適で住みよいまちづくりを推進するとともに、安心して暮らせる環境を次世代に引き継ぐため、地球温暖化防止への取り組みや循環型社会形成に向けた活動を支援します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
環境館利用者数	平成 25 年度	平成 31 年度	視察者・会議室利用者・一般来館者
	3,381 人	検討中	
クリーンリーダー設置率	平成 25 年度	平成 31 年度	クリーンリーダー設置自治会数 ÷ 市内自治会数
	92.8%	100%	

主要事業

・ **リサイクルプラザ運転管理事業**

- 一般廃棄物の再資源化を推進するため、リサイクルプラザの安心安全な運転、安定した管理・運営を行います。

・ **環境館運営管理事業**

- 「環境館」をリサイクルや環境などの啓発活動の拠点として、事業展開を進めます。

・ **家庭ごみコンポスト化事業**

- 家庭ごみ排出量の削減を図るため、家庭ごみコンポスト化事業を推進します。

- ・ **資源物団体回収推進事業**

- 一般廃棄物の再資源化を促進するため、自治会などによる資源物団体回収を奨励します。

- ・ **し尿処理施設整備事業**

- 徳山中央浄化センター再構築事業に併せて、し尿や浄化槽汚泥を安定的に処理する施設を整備します。

関連する主な個別計画

- ・ (策定中) 周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画【計画年次：平成 27～36 年度】
- ・ 周南市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画【計画年次：平成 20～37 年度】